

労働基準関係法令違反に係る公表事案

和歌山労働局

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|--------------|--------------|------------|--|--|--------------|
| (株) 保田鉄工所 | 和歌山県紀の川市 | R6. 6. 13 | 労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条 | 無資格の労働者につり上げ荷重が40.4トンの床上操作式クレーンの運転を行わせたもの。 | R6. 6. 13送検 |
| サンミック (株) | 和歌山県伊都郡かつらぎ町 | R6. 7. 19 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 | 高さ約2.6メートルの場所で、手すり等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの。 | R6. 7. 19送検 |
| 木下建設 (株) | 和歌山県新宮市 | R6. 11. 6 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条 | 高さ2メートル以上の箇所、墜落防止措置を講じることなく作業員に解体作業を行わせたもの。 | R6. 11. 6送検 |
| (有)和歌山住宅サービス | 和歌山県和歌山市 | R6. 12. 25 | 労働基準法第24条 労働基準法第37条 労働基準法第39条 労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第44条 | 労働者1名に対し、①令和5年5月26日から同年6月25日までの間、割増賃金を含む賃金全額の支払いを行わなかったもの②年5日の年次有給休暇を与えなかったもの③定期健康診断を行わなかったもの。 | R6. 12. 25送検 |
| 個人事業主 | 和歌山県田辺市 | R7. 3. 19 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の164 | 搬出しようとする伐倒木に接触するおそれがある箇所に、労働者を立ち入らせないように立入禁止措置を講じていなかったもの。 | R6. 3. 19送検 |